

## 序論

菊池 努

日本政府が2013年12月に策定した「国家安全保障戦略」が指摘するように、日本は自由で開かれた海洋に国家の生存を依拠する海洋国家である。今後もこの自由で開かれた海洋秩序が維持されることが日本の平和と繁栄にとって不可欠である。

しかし今日、戦後の日本の発展を支えてきた海洋の秩序を脅かす動きが顕在化している。力による領土の奪取、環礁の埋め立てなどの一方的な現状変更への動き、係争地域への軍事施設の建設、国際法に基づかない海洋権益の主張、航行の自由への侵害行為など、海洋秩序を脅かす行為が日本の最も重要な通商路が通る海域で深刻化している。

日本が直面する海洋安全保障の問題に取り組むために、本事業では、国際法上の課題を取り扱う「国際ルール検討グループ」（国際法研究会）とアジア太平洋地域の各国の海洋安全保障政策を比較する「国別政策研究グループ」（地域研究グループ）を立ち上げ、これらがそれぞれの研究を独自に行いつつ、研究における相互乗り入れや合同研究会の開催を通じて有機的に連携し、インド太平洋に自由で開かれた海洋秩序を維持するための方策を検討してきた。地域研究会では、各国専門家との意見交換、海外の会議やセミナーへの研究会メンバーの派遣、国内でのセミナーの開催、若手人材育成のための海洋安保講座の開催など多様な事業を過去1年実施してきた。

本報告書はこの中の研究部門の中間報告を取りまとめたものである。地域研究グループは、インド太平洋地域の主要海洋国のカントリー・プロフィールの作成を主に行ってきた。1年目は各国の海洋法解釈や領域警備態勢を含む海洋安全保障政策の現状分析と比較研究を行い、各国のカントリー・プロフィールをデータベースとして、この問題に関心を有する内外の関係者に提供することが目的である。2年目（2016年度）はこのカントリー・プロフィールをさらに充実させながら、地域における信頼醸成や危機管理、平和的解決に向けた努力の現状と課題も研究し、それに基づいて自由で開かれたインド太平洋の海洋秩序の維持強化のために取るべき日本の方策を示したい。

われわれがこの事業で取り上げた諸国はアメリカや中国といった大国ばかりではない。この中間報告書が示すように、われわれは大国といわれる諸国以外の国々を可能な限り包摂しようと試みた。この背景には、インド太平洋の国際関係についてのわれわれの独自の認識がある。一般に、国際社会の将来を展望するときに、「大国」と呼ばれる国を中心にみるのが普通である。実際、この地域の諸国の関心は米中関係の推移に向けられている。米

中が協調関係を築くのか、それとも対立が深刻化し、インド太平洋は対立と紛争の地域になるのか、という問題関心がそこにはある。

ただ、こうした見方はいささか一面的に過ぎるようである。アメリカも中国の大きな力を持った国であるが、内外に様々な脆弱性と拘束を抱えている。米中いずれも一国でこの地域の海洋秩序の将来を決められるほどの力を有していない。米中も、自ら希望する海洋秩序を構築するには地域の他の諸国の支持と協力が不可欠である。実際、米中ともにインド太平洋の諸国の支持を求めて活発な活動を展開している。

インド太平洋の諸国も米中の動きを傍観しているわけではない。彼らも望ましい海洋秩序を求めて関係諸国の連携を強めるなどの活動を展開している。インド太平洋の諸国は大国間の権力政治の中で自らの外交空間を拡大し、大国との間の交渉力を強めようとしている。米中以外のインド太平洋の諸国に對外交渉力と影響力は、一般に考えられている以上に大きいのである。そして、これらの諸国の政策動向が大国間政治と海洋秩序の将来のあり方にも影響を及ぼす。

つまり、インド太平洋の海洋秩序の将来は、米中それぞれの政策動向や米中関係の推移と同時に、これらの諸国が今後海洋をめぐる諸問題に関して、どのような政策を推進していくかがきわめて大きな意義を担っている。この地域の多くの諸国が開かれた自由な海洋秩序によって大きな利益を得てきた。この意味でインド太平洋の多くの諸国は自由で開かれた海洋秩序を支持している。しかし同時に、これらの諸国の間には、先進諸国主導の秩序原理への警戒心や先進諸国への不信感もある。今後これらの諸国がリベラルな秩序をより深く支持する可能性もあれば、逆の可能性もありうる。そして、これらの諸国の政策動向がインド太平洋の海洋秩序のあり方に影響を及ぼす。

したがって、海洋の秩序に関する日本の主要な外交課題のひとつは、これらの諸国がリベラルな規範やルールを受け入れ、その維持強化にのみ努力する方向に誘導することである。本中間報告書は、そうした具体的かつ包括的な日本の対応策を検討するための基礎的かつ重要な情報である。2016年度は、カントリー・プロフィールの内容をさらに充実させ（例えば、近く公表される予定の国連海洋法条約仲裁裁判所の判断に対する関係諸国の対応なども子細に調査したい）、それに基づいて、2016年度の最終報告書において海洋秩序強化のために日本がとるべき施策を提示したい。